別図第四号の八の八の三　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第37条の27の11の３第２号関係）

搬送波の周波数からの差	平均電力Ｐからの減衰量	規定の種類
±（3×13／14×Ｂ／5.55＋0.25／126）MHz	−10log（5550×8000／8192／10×Ｂ／5.55）dB／10kHz	上限
±（3×13／14×Ｂ／5.55＋0.25／126＋1／14）MHz	−（20＋10log（5550×8000／8192／10×Ｂ／5.55））dB／10kHz	上限
±（3×13／14×Ｂ／5.55＋0.25／126＋3／14）MHz	−（27＋10log（5550×8000／8192／10×Ｂ／5.55））dB／10kHz	上限
±（3×13／14×Ｂ／5.55＋0.25／126＋22／14）MHz	−（50＋10log（5550×8000／8192／10×Ｂ／5.55））dB／10kHz＊	上限

＊　空中線電力が0.025×Ｂ／5.55Wを超え2.5×Ｂ／5.55W以下の無線設備にあつては−（73.4＋10 log Ｐ）dB／10kHz、空中線電力が0.025×Ｂ／5.55W以下の無線設備にあつては−57.4dB／10kHzとする。

注１　複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Ｐからの減衰量−10log（5550×8000／8192／10×Ｂ／5.55）dB／10kHzを上限とすることができる。

２　Ｂは、デジタル放送の標準方式第22条の12第１項の周波数帯幅（単位MHz）とする。

３　搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として±2.5×ＢMHzとする。

４　上表にかかわらず、202.5MHzの周波数における空中線電力Ｐの上限は、以下に示すとおりとする。

空中線電力	202.5MHzにおける空中線電力の上限
Ｐ＞1,000／６Ｗ／MHz	−62.4dBW／10kHz
1,000／６≧Ｐ＞100／６Ｗ／MHz	10log（Ｐ）−20−65dBW／10kHz
100／６≧ＰＷ／MHz	−72.4dBW／10kHz

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「人工衛星の無線局」の下に「又は移動受信用地上放送をする無線局」を加え、同条第十一号中「超短波放送、テレビジョン放送（移動受信用地上放送に限る。）」を加え、同号⑷を同号⑸とし、同号⑶の次に次のように加える。

⑷　マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局

㈠　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三章の二第一節に規定する放送を行うもの

放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。㈡において同じ。）が、毎メートル $\sqrt{(1.12)^2\times n+(0.32)^2\times m}$ ミリボルト以上である区域（ｎはデジタル放送の標準方式第二十二条の五第二項のＯＦＤＭフレームに含まれる十三セグメント形式のＯＦＤＭフレームの数とし、ｍは同項のＯＦＤＭフレームに含まれる一セグメント形式のＯＦＤＭフレームの数とする。）

㈡　デジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うもの

放送局の電界強度が、毎メートル $1.26\times10^{0.5\times\log(B/5.55)}$ ミリボルト以上である区域（Ｂは、放送局の使用する周波数帯幅（単位MHz）とする。）

第二条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「データ放送」の下に「、マルチメディア放送」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　「移動受信用地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十七条―第二十二条）」を「第三章　放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十七条―第二十二条）

第三章の二　放送局の行うマルチメディア放送（第二十二条の二―第二十二条の二十五）

第一節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する放送局の行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十二条の二―第二十二条の九）

第二節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する放送局の行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第二十二条の十―第二十二条の二十五）」に改める。

第一条中「及び」を「、」に改め、「データ放送」の下に「及びマルチメディア放送」を加える。

第十一条中「以下「連結したＯＦＤＭフレーム」」を「以下この章及び別表第八号において「連結したＯＦＤＭフレーム」」に改める。